



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社システムリサーチ
代 表 者 名 代表取締役社長 布 目 秀 樹
(コード番号：3771 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員広報室 鳥 居 文 孝
ゼネラルマネージャー
電 話 番 号 052-413-6820(代表)

定款の一部変更、監査役の辞任ならびに取締役、監査役および 補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」ならびに「取締役 2 名選任の件」、「監査役 1 名選任の件」および「補欠監査役 1 名選任の件」を平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 38 回定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の目的

- ① 今後の多様な事業展開に備えるため、事業目的を変更するものであります。(変更案 第 2 条)
- ② 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間を明確にするものであります。(変更案 第 28 条の 2 および第 29 条の 2)

(2) 変更の内容

変更の内容は別表のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 30 年 6 月 27 日 (水)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 30 年 6 月 27 日 (水)

2. 監査役の辞任

氏名	現役職
かわぐち しろう 川口 士郎	監査役 (非常勤)

(注) 平成 30 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。

3. 新任取締役候補者（平成 30 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において選任）

氏名	新役職	現役職
かたぎり しんじ 片桐 慎司	取締役	執行役員 A I ソリューション部および 大阪支店担当
うめもと みえ 梅本 美恵	取締役	執行役員 産業システム事業部事業部長

4. 新任監査役候補者（平成 30 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において選任）

(1) 氏名および略歴

氏名 (生年月日)	略 歴
おおこうち かずひろ 大河内 一弘 (昭和 28 年 9 月 20 日)	昭和 52 年 3 月 中部トヨタリフト株式会社入社 (現 トヨタ L & F 中部株式会社) 平成 6 年 3 月 同社 名四営業所長 平成 14 年 4 月 同社 人事・総務部長 平成 16 年 6 月 同社 取締役 平成 21 年 6 月 同行 常務取締役 (現任) 平成 27 年 4 月 株式会社 A T ビジネス取締役

(注) 大河内一弘氏は、社外監査役候補者であります。

なお、大河内一弘氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(2) 選任の理由

大河内一弘氏は、略歴にも記載のとおり、企業経営で培われた豊富な経験および幅広い見識を有し、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役候補者として選任いたしました。

5. 補欠監査役候補者（平成 30 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において選任）

氏名	現役職
かわぐち しろう 川口 士郎	監査役 (非常勤)

(注) 法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役 1 名を選任するものであります。

以 上

【別表】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (12) (条文省略) (新設)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p><u>(13)</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、5名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (新設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (12) (現行どおり)</p> <p><u>(13) 機械設計、電気制御設計および関連する業務</u></p> <p><u>(14) 教育サービス提供および関連する業務</u></p> <p><u>(15) データサイエンスおよびA I技術を利用したサービス提供ならびに関連する業務</u></p> <p><u>(16)</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>2 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことなる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>2 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の次期定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

以上